



28年度一般会計決算に反対!

ずさんな補助金支出が発覚!

補助金を使って市役所に謝礼!!

さくら会は、9月議会に上程された平成28年度一般会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員会(委員11名のうちさくら会からは6名)において、予算が目的に沿い、適正に執行されているか、その効果が事業の目的に結びついているかどうかという視点から慎重に審査を重ねました。しかし、審査の過程では、市の補助金支給について、公金支出として支出対象事業と会計処理が著しく公正性・妥当性を欠いていると言わざるを得ない点が明らかとなりました。

問題の案件は、市民部所管の「地域まちづくり協議会」に関する補助金の使途及び会計処理とそれに対する市の管理体制についてであり、いずれについても公金(税金)支出として看過しえない問題があると判断しました。

地域まちづくり協議会(以下「まち協」といふ)は、佐倉市市民協働の推進に関する条例に基づき、小学校区ごとに設置されており、地域の活性化や地域が抱える課題解決に向け市民が主体的に活動することを目的とするものです。平成28年度は、14のまち協に対し、総額10,140,092円の補助金が支給されました。

通常、市が支給する補助金は、「補助金等交付基準」に基づき、補助金申請のあった事業内容を担当部門が精査してその可否を決定し、結果についても評価する手続きを踏んでいます。

これに対し、まち協への補助金は、先ず一般会計当初予算の中で各まち協へ支給される上限額(90万円)が設定され、その後でまち協から申請された事業の可否を判断した上で、上限額の範囲内で補助金を支給する手続きとなっています。しかも、事業の内容が市民部担当以外の事業に係るものであっても、その担当課は補助金支給に全く関与しておらず、すべて市民部自治人権推進課の名において支給されています。

例えば、多くのまち協が実施している防災・防犯事業は、本来危機管理室の担当であるにもかかわらず、事業内容や補助金支給に全く関与しておらず、日程が重なったことを理由にまち協が市の防災訓練に参加しなかったということもありました。同様に、まち協が行う高齢者の居場所づくりなどの事業への補助金支給に関して高齢者福祉課は関与していませんでした。

この点については昨年より決算審査特別委員会や予算審査特別委員会においても指摘されていることであり、本年度は監査委員からも厳しい指摘を受けています。今回、決算審査で明らかとなった問題は、まち協への補助金支給が、一般の補助金支給とは別枠の手続きに基づいて行われ、かつ市民協働推進委員会がその役割として担っている補助事業として相応しいかどうかの可否判断と事業の実施結果について

の会計処理を含めた評価がおざなりにされていることに起因しているかと判断しました。従って、来年度以降については、佐倉市市民協働の推進に関する条例を含めた制度の妥当性とまち協のあり方について、抜本的な見直しが必要であると考えます。まち協が設置されてから10年が経過し、制度の運用に看過できない問題があることに鑑み、まち協のあり方については抜本的に見直すよう求めたいと考えます。その際、行政には、少子高齢化が進む中、地域において自主的に取り組んでもらいたいと考える政策目標をきちんと示したうえで、まち協のあり方をゼロベースで整理するよう求めます。



さくら会議員の質問

算定根拠が曖昧な補助金！

あらかじめ当初予算でまち協への補助金の上限額（1まち協あたり90万円）の算定根拠が曖昧である。

問 上限金額90万円の設定根拠は何か？

答 先進自治体を参考にした。（大和市、宝塚市、北九州市）

担当部署が確認していない事業を実施！

本来、地域が抱える課題解決に向け、小学校区というより広域的に取り組んだほうがより効果的だと考えられる事業にはどのようなものがあるのか、行政の立場から現状分析したうえで予算を計上すべきである。

しかし担当部門において現状を踏まえた検討がなされた形跡がない。

問 補助金交付基準に「事業の内容が行政目的と一致するもの」とあるが、各まち協で実施している防災事業について、危機管理室は、その防災事業の内容が行政目的と合致しているか、決算書もしくは計画書をもって確認しているか。

答 職員派遣を行ったものについては訓練の概要等を把握して

いる。

問 確認していないまち協もあるとの認識でよいか。

答 そのとおり。

不適切な支出に対して指摘もしない委員会！

補助金支給の決定に最も重要な役割を担う※「市民協働推進委員会」がほとんど機能していない実態が明らかになった。
※学識経験者 各種団体代表 公募市民などで構成。

問 不適切な支出についての市民協働推進委員会の評価はどうか。各まち協共通の指摘事項しか記載がないものが多くみられ適切でないものが通ってしまっているのは適切か。

答 推進委員会に諮るのは、事業内容、事業計画、結果を判断してもらっているが、細かい領収書等の確認は職員がしており、推進委員会に挙げていない。不十分だったので、今後改善していく。

非公開の事業評価！

同委員会は、まち協から補助申請のあった事業の可否を決め、結果を市長に報告し、市長はその報告を踏まえて個々の事業に当初予算で設定された上限額（90万円）の範囲内で補助額を決

定する手順になっている。本来、同委員会は各まち協から提出された補助金申請について、地域の活性化や課題解決のために真に必要な事業であるかどうか実態に即して精査し、補助事業としての可否を判断すべきである。事業の可否を決める審議は非公開で、かつ個別具体的に審査されている形跡は認められない。同委員会には、その役割として公金支出に深くかかわっていることを十分自覚してもらう必要があると考える。

問 市民協働推進委員会の協議の一部が非公開の理由は。

答 まち協の事業審査をするときに、公にすると不利になることが想定される。

不適切な公金支出！

補助金の使途や会計処理について、公金支出という観点から適切さを欠く事例が多く認められた。補助金を役所への手土産に支出、領収書の代筆、自署のみの領収書などのほか、使途として疑問が残るものが多くある。担当課からは、「不適切な支出と認められれば返還を求めらる」、「補助金の使い方についての指導が十分だった」などの

答弁があり、実態として領収書のチェックがほとんどなされていないことが浮き彫りとなった。また、飲食費については、場所目的など精査すべき事例が少なからずあった。

問 領収書の代筆が認められたとの事だが、代筆はだれが行ったのか。

答 事業主催者のリーダーが代筆をした旨確認がとれた。

問 まち協は全額補助金で活動しているが、補助金をもらったまち協が、市役所に謝礼としてお菓子を持っていくのは適切か。

答 適切ではない。補助金の返還手続き、調整を進めている。

問 太鼓の修理代が計上されているが、太鼓はまち協の備品なのか。他の団体の備品である場合、まち協が支出するのは問題では。（他の団体の所有物であれば不適切）

答 確認できないが、まち協で購入した備品でない場合は、支出が可能か確認し、不適切な場合は返還を求める。

問 テント代10万円、テント名入れ代3万円で分割して購入している。問題ではないのか。（備品購入については、1物件10万円が上限）

答 備品費と印刷製本費で分かれているので適切と判断したが、今後こういうことがないようにしていく。

問 ラジオ体操の景品としてゴミ袋を24,000円配布。特別賞として図書カード代10,500円を支出している。まち協は景品を出して行う事業者なのか。

答 地域課題解決が目的。事実背景を確認のうえ、不適切なものがあれば必要な手続きを進める。

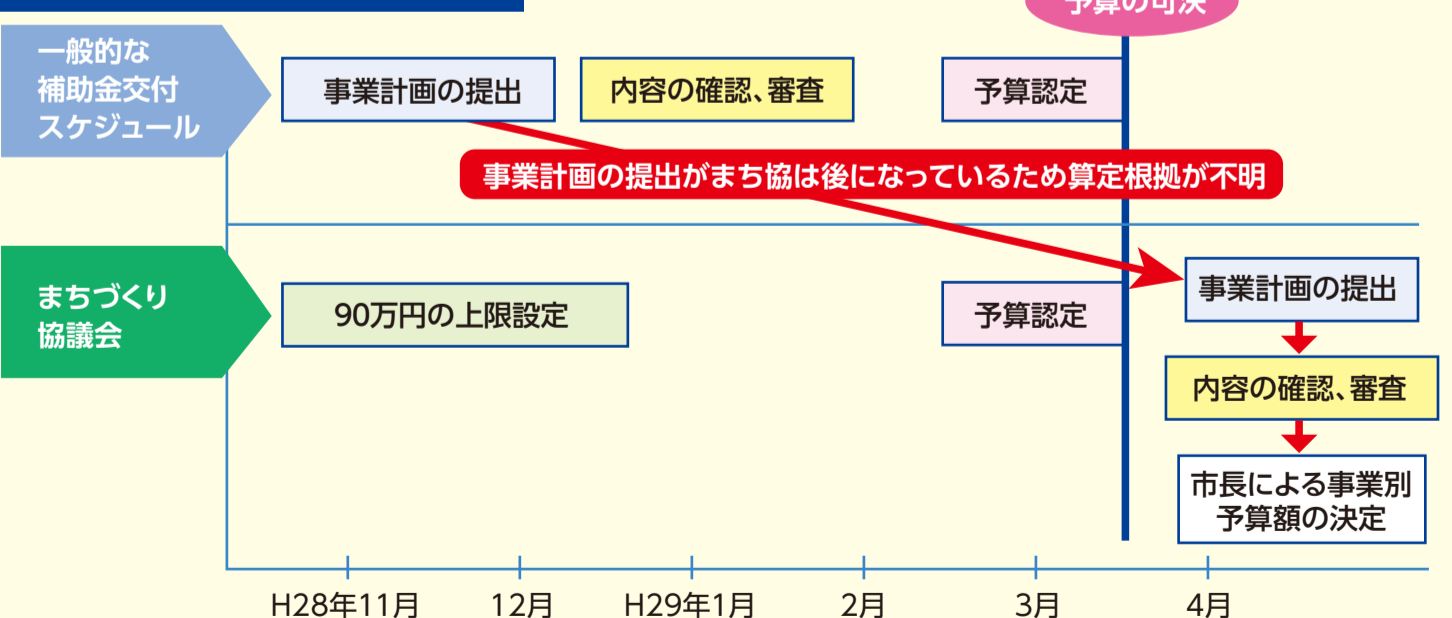
佐倉市議会さくら会

「さくら会」は、地方分権が進む中で、議員の倫理及び資質を高めて、佐倉市議会のより一層の充実を図るとともに、快適で安全な佐倉市を創ることを目的とする。

〔さくら会会則第3条〕

- 会長 押尾 豊幸
- 幹事長 川名 実
- 議長 櫻井 道明
- 議員 中村 孝治
- 議員 清宮 誠
- 議員 山口 文明
- 議員 村田 穰史
- 議員 石渡 康郎
- 議員 爲田 浩
- 議員 平野 裕子
- 議員 敷根 文裕
- 議員 高木 大輔
- 議員 望月 庄

29年度予算要求の時系列



※まちづくり協議会は100%の補助事業である。補助金等交付基準や事業内容によらず1団体あたり上限90万円という金額が決まっているため、年度末に駆け込み寺のような予算計画にもない事業や経費の請求をして90万円を使い切ろうとしている団体があるようにも見受けられた。